

令和7年（行ウ）第147号 難民認定不認定処分取消等請求事件

原告

被告 国

準備書面 2

2025年12月24日

東京地方裁判所 民事第3部B2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 笹本 潤

第1 退去強制令書発付処分の無効理由（訴状第4項）について

1 以下に述べるように、まず原告は難民なのであるから、難民認定請求を認めなかった本件難民不認定処分は違法である。そしてその前提となる在留特別許可不許可処分も違法であり、それを前提にした 退去強制令書発付処分も違法、無効である。最高裁（平成26年4月15日アンゴラ事件）も同旨である。

2 在留特別許可不許可処分の違法性について

旧入管法61条の2の2第2項は、法務大臣は、難民認定申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない旨の処分をするとき、又は難民の認定をする場合であって、定住者の在留資格の取得を許可しないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査し、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる、と規定している。ところが、原告は、入管法上の難民に当たるのであるから、これに当たらないことを前提としてされた本件在留特別許可の不許可処分は、当然に違法である。

そして、行政処分が違法である場合に、当該処分の瑕疵が入管法の根幹についてのものであり、当該外国人に重大な不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような場合には、当該処分は無効であると解するのが相当である(最高裁昭和42年(行ツ)第57号同48年4月26日第一小法廷判決・民集27巻3号629頁参照)。

本件では、本件在留特別許可の不許可処分は、難民である原告について在留特別許可をしないというものであるから、原告を迫害するおそれのあるフィリピンに原告を送還することを通じて、命の危険も含む危険性に原告をさらすことになる。難民条約33条1項を前提に入管法53条3項が規定されていること、入管法上の難民の意義、性質等に照らせば、難民である外国人を、これを迫害するおそれのある国に向けて送還してはならないことは、入管法上明らかである。

そうすると、本件在留特別許可の不許可処分は、難民である原告について在留特別許可をせず、その結果、原告を、命の危険を含む迫害のおそれのある国に向けて送還しようとすることになるので、入管法の根幹に関わる重大な瑕疵を有するといえる。したがって、本件在留特別許可の不許可処分は無効である。

### 3 退去強制令書発付処分の違法、無効について

申請した外国人が難民条約に定める難民であるときは、当該外国人を、これを迫害するおそれのある国に向けて送還することはできない(入管法53条3項、難民条約33条1項)。したがって、当該外国人が難民であるにもかかわらず、その者を、在留特別許可をせずに、迫害されるおそれのある国に向けて送還する退去強制令書発付処分は違法である。

本件でも、原告は難民であり、命の危険も含む迫害がされるおそれのあるフィリピンに向けて送還するのにも関わらず、在留特別許可を許可せず、本件退去強制令書を発付する処分は違法である。そして、これは入管法の根幹に関わる重大な瑕疵と言えるので、本件退去強制令書発付処分は無効である。

以上